

市民税・県民税・森林環境税についてのQ&A

前橋市 市民税課

Q1 市民税・県民税・森林環境税とはどのような税金ですか？

A1 市民税・県民税・森林環境税は、その年の1月1日に居住している市区町村において、前年の1～12月の所得をもとに課税される税金です。なお、本年1月2日以降に亡くなられた方も納税義務が発生しますが、その税金は相続人の方に承継されます。

また、森林環境税(国税)は、令和6年度から地球温暖化防止等の役割を担う森林を支えるため、個人の市民税・県民税の均等割と併せて年額1,000円が課税されます。納めていただいた森林環境税は、市から国に払い、国から森林環境譲与税として市に譲与されます。

Q2 市民税・県民税・森林環境税が非課税になるのはどのような場合ですか？

A2 納税義務者本人の前年中の合計所得金額が41万5千円以下の場合、非課税となります(この基準額は生活保護法による級地区分に準じて規定されており、前橋市は2級地に該当します。)

例) 給与収入のみの方…96万5千円以下

年金収入のみの方(65歳以上)…151万5千円以下

年金収入のみの方(65歳未満)…101万5千円以下

※税法上の扶養親族がいない場合の基準額です。扶養親族の合計人数によりこの基準額は異なります。

また、本人が障害者、未成年者、寡婦又はひとり親に該当し、前年中の合計所得金額が135万円以下の場合には非課税となります。

Q3 なぜ納税通知書の様式が変更になったのですか？

A3 地方公共団体情報システム標準化に伴い、納税通知書・納付書の様式が変更となりました。納税通知書の見方については裏面をご覧ください。

地方公共団体情報システム標準化とは、地方公共団体の住民サービスを担う基幹業務システムについて、国が定める標準仕様に準拠したシステム(標準準拠システム)へ移行する取組です。全国の地方公共団体において順次実施されており、本市では令和6年12月から標準仕様に移行しました。

Q4 年金収入のみなので確定申告しなかったところ、前年よりも税額が高くなったのはなぜですか？

A4 公的年金の源泉徴収票に記載のない控除(国民健康保険税などの社会保険料や扶養控除、医療費控除、生命保険料控除など)については、本人の申告により控除されます。そのため、所得税の確定申告が不要な人であっても、市民税・県民税の申告で控除を追加することにより税額が下がる場合があります。

Q5 所得や控除の金額が、確定申告書と納税通知書で違うのはなぜですか？

A5 所得については、確定申告書に記載されている所得のほかに、給与所得の報告書や年金所得の報告書が市に提出されている場合、申告時の金額と異なる場合があります。また、控除については、市民税・県民税より所得税の控除の金額が高くなっています。

Q6 個人納付(納付書払い)から勤務先での給与引き去りに切り替えるには、どうすればよいですか？

A6 納期限を過ぎていない市民税・県民税・森林環境税については、勤務先での給与引き去りに切り替えることが可能なため、お早めに勤務先へご相談ください。勤務先から市民税課へ届出が提出された後、給与引き去りへ変更します。

Q7 確定申告の内容が反映されていないのはなぜですか？

A7 税務署からの確定申告のデータ受信時期によって、反映されるのが7月以降になることがあります。

Q8 自分の支払い方法を知りたいのですが、どこを見れば分かりますか？

A8 ①「差引普通徴収税額」に表記ありの場合
同封の納付書でお支払いいただくか、納税通知書表記の指定口座から引き落としされます。

②「年金特徴税額」に表記ありの場合
公的年金が支給される際に公的年金から徴収されます。

③「給与特徴税額」に表記ありの場合
給与が支給される際に給与から徴収されます。

④ ①～③の複数に表記ありの場合
それぞれを併用した方法で徴収されます。

※納付場所については、納付書裏面をご覧ください。

Q9 令和7年度市民税・県民税の定額減税はどのような方が対象ですか？

A9 令和7年度市民税・県民税の定額減税は、納税義務者本人の前年の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下で、同一生計配偶者を有する方が対象となり、市民税・県民税所得割額から1万円減税されます。

なお、令和6年度に実施した定額減税は、市民税・県民税所得割額の納税義務者のうち、合計所得金額が1,805万円以下の方が対象となり、本人及び控除対象配偶者、扶養親族(国外居住者を除く。)1人につき、1万円を減税したものです。

Q10 令和6年分所得により定額減税しきれない金額は給付されるのですか？

A10 令和6年度に実施した「当初調整給付支給対象額」と「令和6年分所得税実績値と令和6年度市民税・県民税所得割額から減税しきれない金額」を比較して、不足額が生じている場合等に差額を給付する予定です。詳細は広報まえばしやホームページでご案内する予定ですので、そちらをご確認ください。

お問い合わせ先

(1) 市民税・県民税・森林環境税の課税に関すること

市民税課 個人市民税係 / 電話：027-898-6203・6204・6205 (直通)

(2) 納付方法、口座振替、過誤納付額の還付(充当)に関すること

収納課 収納管理係 / 電話：027-898-6226 (直通)



ホームページはこちらから

納税通知書／課税明細書の見方

本通知の対象年度です。過年度分の場合は、カッコ書きで対象年度を表記しています。

お問合せ先
 (1) 課税に関すること 和馬市庁舎 市民税課・県民税課 和馬市庁舎 森林環境税課
 (2) 納付方法・口座振替に関すること 和馬市庁舎 市民税課・県民税課 和馬市庁舎 森林環境税課

お問合せの際は、この番号をお伝えください。
 (お問合せ番号) 01234567

納付方法が口座振替の方のみ表記しています。納期限日に引き落とされます。

年税額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額
新規 92,500	62,500	0	62,500

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税
 前橋市〇〇町〇〇番地
 〇〇 〇〇 様

納期限	第1期	第2期	第3期	第4期
令和7年6月30日	令和7年9月1日	令和7年10月31日	令和8年2月2日	

1年間に納める市民税・県民税・森林環境税の合計額、その徴収方法の内訳や期別額。

年税額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額
新規 9,000	0		
差引 9,000			

年金からの特別徴収がある方のみ表記しています。詳細は、同封の公的年金の特別徴収についてのお知らせをご確認ください。

該当する場合は、有又は人数を表記しています。

所得金額等	所得控除額	扶養控除額区分	本人控除区分
給与収入 3,000,000	社会保険料控除 559,200	有	1
公的年金等収入 1,500,000	地震保険料控除 5,396		
給与所得 1,920,000	配偶者(特別)控除 330,000		
公的年金等雑所得 400,000	基礎控除 430,000		
	調整控除 3,000		
	寄附金税額控除 4,555		
合計所得金額 2,320,000	控除合計 1,324,596		
課税所得金額 995,000			

ふるさと納税などの税額控除額を表記しています。

給与所得の報告書や年金所得の報告書、市民税・県民税の申告、確定申告書等に記載された控除内容です。

前年1~12月の収入や所得を表記しています。市民税・県民税・森林環境税の算定には、所得金額を用います。給与と公的年金等は、決められた計算式に基づいて収入金額から所得金額を算出しています。

【参考】

給与所得の計算式

給与収入金額(A)	給与所得の計算
550,999 円以下	0 円
551,000~1,618,999 円	(A) - 550,000 円
1,619,000~1,619,999 円	1,069,000 円(定額)
1,620,000~1,621,999 円	1,070,000 円(定額)
1,622,000~1,623,999 円	1,072,000 円(定額)
1,624,000~1,627,999 円	1,074,000 円(定額)
1,628,000~1,799,999 円	(A) ÷ 4 × 2.4 + 100,000 円 (千円未満切り捨て)
1,800,000~3,599,999 円	× 2.8 - 80,000 円
3,600,000~6,599,999 円	× 3.2 - 440,000 円
6,600,000~8,499,999 円	(A) × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 円以上	(A) - 1,950,000 円

年金所得の計算式

受給者の年齢	その年の公的年金等の収入金額の合計額(A)※	公的年金等の所得金額
65歳以上の人 昭和35年1月1日以前生まれ	3,299,999 円以下	(A) - 1,100,000 円
	3,300,000~4,099,999 円	(A) × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000~7,699,999 円	(A) × 0.85 - 685,000 円
	7,700,000~9,999,999 円	(A) × 0.95 - 1,455,000 円
	10,000,000 円以上	(A) - 1,955,000 円
65歳未満の人 昭和35年1月2日以後生まれ	~1,299,999 円以下	(A) - 600,000 円
	1,300,000~4,099,999 円	(A) × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000~7,699,999 円	(A) × 0.85 - 685,000 円
	7,700,000~9,999,999 円	(A) × 0.95 - 1,455,000 円
	10,000,000 円以上	(A) - 1,955,000 円

※公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合は上表から所得金額が10万円増額、2,000万円超の場合は20万円増額となります。